

川越市職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市条例第 2 7 号

川越市職員退職手当条例の一部を改正する条例

川越市職員退職手当条例（昭和 3 8 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出し中「地方公務員」の次に「又は国家公務員」を加え、同条第 1 項中「地方公務員」の次に「又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項第 2 号中「地方公務員」の次に「又は国家公務員」を、「給料月額」の次に「又は俸給月額」を加える。

第 1 0 条第 5 項中「（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。